

○中部上北広域事業組合火災予防条例施行規則

(昭和 53 年 12 月 28 日規則第 11 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）及び中部上北広域事業組合火災予防条例（昭和 49 年条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(火災警報発令基準)

第 2 条 法第 22 条第 3 項の規定による火災に関する警報は、次の場合に発令する。

- (1) 実効湿度が 60 パーセント以下であつて、最低湿度が 40 パーセントを下り、最大風速が毎秒 7 メートルを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速が毎秒 10 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) その他火災予防上危険と認めるとき。

(危険事態等の通報場所の指定)

第 3 条 法第 16 条の 3 第 2 項及び第 24 条第 1 項の規定により危険事態及び火災を発見した者が通報する場所は、消防署とする。

(炉及びかまど等の保有距離)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号（第 5 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 7 条の 2 第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の規定による炉及びかまど等の火災予防上安全な距離は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 18 条第 1 項第 1 号（条例第 19 条第 2 項、第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の規定による液体燃料を使用する器具等の火災予防上安全な距離は、別表第 2 のとおりとする。

(変電設備の保有距離)

第 5 条 条令第 11 条第 1 項第 3 号ただし書きの規定による変電設備の周囲に保有する空間の保有距離は、別表第 3 のとおりとする。

(水素ガスを充てんする気球)

第 6 条 条例第 17 条に規定する水素ガスを充てんする気球の取り扱いは次の各号によらなければならない。

- (1) ガスを充てんする作業及び掲揚は、経験のある者 2 人以上をもつてあてること。
- (2) 掲揚網及びけい留に使用する網の太さは、直径が、麻については 6 ミリメートル以上、合成繊維については 4 ミリメートル以上、綿については 7 ミリメートル以上のもので強度の低下していないものを用いること。

(3) 気球の掲揚操作及びガスの処理等の場合に災害が発生したときは、直ちに消防機関に通報し、かつ、2日以内にその概要を消防長又は消防署長に届け出ること。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第7条 条例第23条の規定により、消防長が指定する場所は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所

イ 劇場・映画館又は演芸場の客席及び舞台

ロ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

ハ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

ニ キヤバレー・ナイトクラブ・ダンスホール又は飲食店の舞台

ホ 百貨店の売場（食堂の部分を除く。）

ヘ 自動車々庫又は駐車場（危険物品については除く。）

ト 屋内展示場で公衆の出入りする部分

(2) 危険物品を持ち込んで서는ならない場所

イ 劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂又は集会場（第1号イ、ロ、ハに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

ロ キヤバレー・カフェー・ナイトクラブ・ダンスホール又は飲食店で公衆の出入りする部分

ハ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）

(禁止行為の解除承認申請)

第7条の2 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次に掲げる火災予防上危険な物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書（別記様式第1号）を2部提出しなければならない。

(1) 危険物、可燃性固体類（条例別表第8備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。）

(2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53条）第2条第1項第1号に掲げる可燃性ガス

(3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具煙火

2 消防長は、前項の申請を受理した場合において、審査をして支障がないと認めるときは、その1部に別記様式第21号の承認印を押印して、申請者に返れいするものとする。

(指定催しの要件)

第 8 条 条例第 42 条の 2 第 1 項に規定する、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、告示で定める。

(指定催しの指定の通知等)

第 8 条の 2 条例第 42 条の 2 第 3 項の規定による指定催しの指定の通知は、指定催しの指定通知書 (別記様式第 2 号) により当該指定催しの主催者に対して通知するものとする。

(火災予防上必要な業務に関する計画)

第 8 条の 3 条例第 42 条の 3 第 2 項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書 (別記様式第 3 号) により消防長に提出しなければならない。

(消防用設備等の特例適用の申請)

第 9 条 令第 32 条の規定による特例の適用を受けようとする者は、消防用設備等特例適用申請書 (別記様式第 17 号) により、消防長に申請しなければならない。

2 消防長は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請に係る審査を行い、火災予防上支障がないと認めるときは、特例適用通知書 (別記様式第 18 号) により通知するものとする。

(標識等)

第 10 条 条例第 11 条第 1 項第 5 号 (条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項、第 11 条の 2 第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項の規定において準用する場合を含む。)、第 17 条第 3 号、第 23 条第 2 項及び第 4 項、第 31 条の 2 第 2 項第 1 号 (条例第 33 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。)、第 34 条第 2 項第 1 号並びに第 39 条第 4 項の規定によりそれぞれ設ける標識の様式は、別表第 4 に定めるとおりとする。

(届出様式)

第 11 条 条例で規定する届出の様式及び提出部数は、次のとおりとする。

条例の根拠条文	届出の種類	様式	提出部数
第 43 条	防火対象物の使用開始の届出	別記様式第 4 号	2 部
	防火対象物棟別概要追加書類	別記様式第 4 号の 2	2 部
第 44 条	炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機の設置届出	別記様式第 5 号	2 部
	燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備の設置届出	別記様式第 6 号	2 部

	ネオン管灯設備の設置届出	別記様式第 7 号	2 部
	水素ガスを充てんする気球の設置届出	別記様式第 8 号	2 部
第 45 条	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生 おそれのある行為の届出	別記様式第 9 号	2 部
	煙火打上げ又は仕掛けの届出	別記様式第 10 号	2 部
	劇場等以外の建築物その他の工作物にお ける演劇、映画その他の催物の開催の届 出	別記様式第 11 号	2 部
	水道の断水又は減水の届出	別記様式第 12 号	2 部
	消防隊の通行その他消火活動に支障を及 ぼすおそれのある道路工事の届出	別記様式第 13 号	2 部
	祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の 多数の者の集合する催しに際して行う露 店等の開設届出	別記様式第 14 号	2 部
第 45 条の 2	指定洞道等の届出	別記様式第 15 号	2 部
第 46 条	指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱 いの届出	別記様式第 16 号	2 部
	指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱 いの廃止届出	別記様式第 16 号の 2	2 部

2 条例第 43 条、第 44 条及び第 46 条に係る届出にあつては 7 日前までに消防長へ、条例第 45 条第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に係る届出にあつては 2 日前までに、同条第 3 号及び第 6 号に係る届出にあつては 7 日前までに消防署長へ届出なければならない。ただし、条例第 45 条第 1 号に係る届出については、口頭により行うこともできる。

3 消防長又は消防署長は前項の届出を受理したときは、火災予防上必要な審査を行い、支障がないと認めるときは、その 1 部に消防長は別記様式第 19 号、消防署長は別記様式第 20 号の届出済印を押印して届出者に返れいするものとする。

(立入検査票)

第 12 条 法第 4 条第 4 項、第 13 条の 5 第 3 項及び第 34 条第 2 項の規定により、消防職員が関係者に示さなければならない証票は別記様式第 14 号のとおりとする。

(委任)

第 13 条 この規則に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に行つた届出及びその他の行為についてはこの規則の担当規定によつて行われたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。